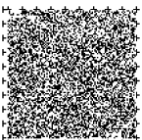


## 久留米市屋外広告物条例等の改正（案）

### 久留米市屋外広告物条例等の改正内容

- 規格基準の見直し
- 安全点検の見直し
- 違反に対する措置等の見直し

久留米市 都市建設部 都市計画課



# 久留米市屋外広告物条例等の改正（案）

## 1. 久留米市屋外広告物条例等について

本市は良好な景観形成・風致の維持・公衆に対する危害を防止することを目的として、平成20年度から久留米市屋外広告条例（以下「条例」）及び久留米市屋外広告物条例施行規則（以下「施行規則」）を施行し、屋外広告物の高さ、面積などの設置基準を定め、看板などの屋外広告物の規制を行っています。

また、平成22年度に策定した「久留米市景観計画」の地域特性に応じた屋外広告物の景観形成方針に即し、許可に関する地域区分や基準等を平成26年3月に条例及び施行規則を改定しています。

## 2. 久留米市屋外広告物条例等の改正について

本市では平成26年3月に条例及び施行規則を改正し、屋外広告物の規制を行ってきましたが、近年、新たに現行の屋外広告物許可基準等の課題が出てきました。その課題とは、新たな広告技術への対応をはじめ、良好な景観や交通安全への配慮、公衆に対する危害防止の推進です。

そこで、課題改善に向けて「規格基準」、「安全点検」、及び「違反に対する措置等」の見直しについて条例等の改正を検討します。

## 3. 久留米市屋外広告物条例等の改正項目（案）

### 1) 規格基準の見直し

- (1) 発光可変表示式広告物（デジタルサイネージ等）の規格基準を新設
- (2) その他広告物
  - ①種類毎の基準強化（独立・屋上・壁面・突出）
  - ②主要交差点の規格基準を新設
  - ③総量規制の新設
  - ④特例許可制度の新設
- (3) 許可地域の見直し

### 2) 安全点検の見直し

- (1) 点検報告書の充実化
- (2) 安全点検の義務を明確化
- (3) 点検資格の拡充

### 3) 違反に対する措置等の見直し

- (1) 警告文書の貼付けや勧告
- (2) 違反情報の公表

## 4. 改正項目毎の課題・方針案・具体案

### 1) 規格基準の見直し

#### (1) 発光可変表示式広告物（デジタルサイネージ等）の規格基準を新設

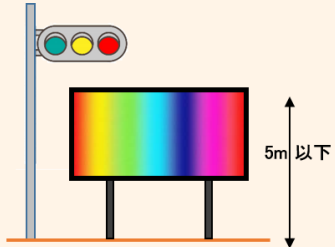
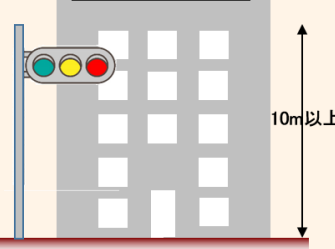
##### ●現行と課題

- ・発光可変表示式広告物に特化した規格基準がなく、各広告種類の規格基準で許可しているため、大画面の広告や周辺環境に配慮できていないものが掲出可能である

##### ●改正方針

- ・明るさなどの配慮事項について定性的な基準を策定し、表示時間帯、音量、輝度、色彩等への配慮を求める
- ・景観や交通安全への配慮を特に求める地域及び場所【第1種許可地域及び主要交差点】に一般広告物（貸看板）を禁止する
- ・広告物の乱立を防止するために1敷地当たりの表示面積を規制する

##### ●具体案

□発光可変表示式広告物 (上乗せ規制)		第1種許可地域	第2種許可地域
 <p>5m以下</p>	<p>総量面積</p>	<p><math>S_{all} \leq 5\text{m}^2</math> (1敷地当たり) 自家用広告物等以外は設置不可</p>	<p><math>S_{all} \leq 30\text{m}^2</math> (1敷地当たり)</p>
 <p>10m以上</p> <p>(信号機の効用を妨げない広告物高さの例)</p>	<p>配慮事項</p>	<p>1) 文字数、文字の表示時間帯及び音量は、周辺環境及び交通安全に配慮すること</p> <p>2) 光源の露出及び点滅を避け、輝度を抑えること</p> <p>3) 表示内容は、落ち着いた色彩を使用するよう努めること</p> <p>4) 設置箇所周辺の屋外広告物の集約に努めること</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別途、屋外広告物の種類（独立広告、壁面広告等や主要交差点区域に応じた基準を満たすこと</li> <li>・別途、交差点や信号機の周辺に設置する場合は、交通管理者（警察）との協議事項を満たすこと</li> <li>・別途、地区計画における屋外広告物の制限を満たすこと 対象地区計画：「花畑」「JR久留米駅西口」「小森野」</li> <li>・1敷地とは、一体利用している一団の土地のことを示す（建築基準法の敷地や筆や所有権によるものではない）</li> </ul>	

##### ●発光可変表示式広告物（デジタルサイネージ等）とは

- ・電気等を利用して自ら発光する広告物で、LEDや液晶等でデジタル動画を表示するもの、その他、電光掲示板並びに回転灯など照射する光が動くもの

## (2) その他広告物

### ① 種類毎の基準強化（独立・屋上・壁面・突出）

#### ●現行と課題

- ・種類毎の面積規模（総量）が規制されているが、総量を1面に集中させることができるため、大面積の広告物が掲出可能である
- ・市内全域で自家用広告物であれば、背景色（地色・ベースカラー）に高彩度の色彩を用いた広告物が掲出可能である

#### ●改正方針

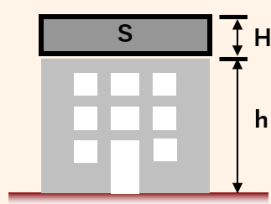
- ・一般広告物の独立・壁面広告等に広告1件毎の面積基準を設け、大型の貸看板を制限し、小型化＋集約化を図る
- ・色彩の制限について、第1種許可地域は全て、第2種許可地域は自家用広告物等以外（一般広告物）に高彩度色の制限適用を拡大する

#### ●具体案

##### 独立広告

□独立広告		第1種許可地域	第2種許可地域
	高さ	$H \leq 10\text{m}$	$H \leq 15\text{m}$
	面積	$S \leq 20\text{m}^2$ (1基当り) 自家用広告物等以外 $S_x \leq 5\text{m}^2$ (1広告当り)	$S \leq 50\text{m}^2$ (1基当り) 自家用広告物等以外 $S_x \leq 15\text{m}^2$ (1広告当り)
	色彩	すべての広告物に対し 地色に高彩度の色彩の使用を禁止	自家用広告物等以外 地色に高彩度の色彩の使用を禁止
	その他	・外付けの付属照明は高さHに含まない	

##### 屋上広告

□屋上広告		第1種許可地域	第2種許可地域
	高さ	$H \leq 1/3h$ $H + h \leq 50\text{m}$	$H \leq 1/2h$ $H + h \leq 50\text{m}$
	色彩	すべての広告物に対し 地色に高彩度の色彩の使用を禁止	自家用広告物等以外 地色に高彩度の色彩の使用を禁止
	その他	・外付けの付属照明は高さHに含まない ・建物の高さが一定でない場合は、その広告物を設置する箇所の建物の最高高さをhとする	

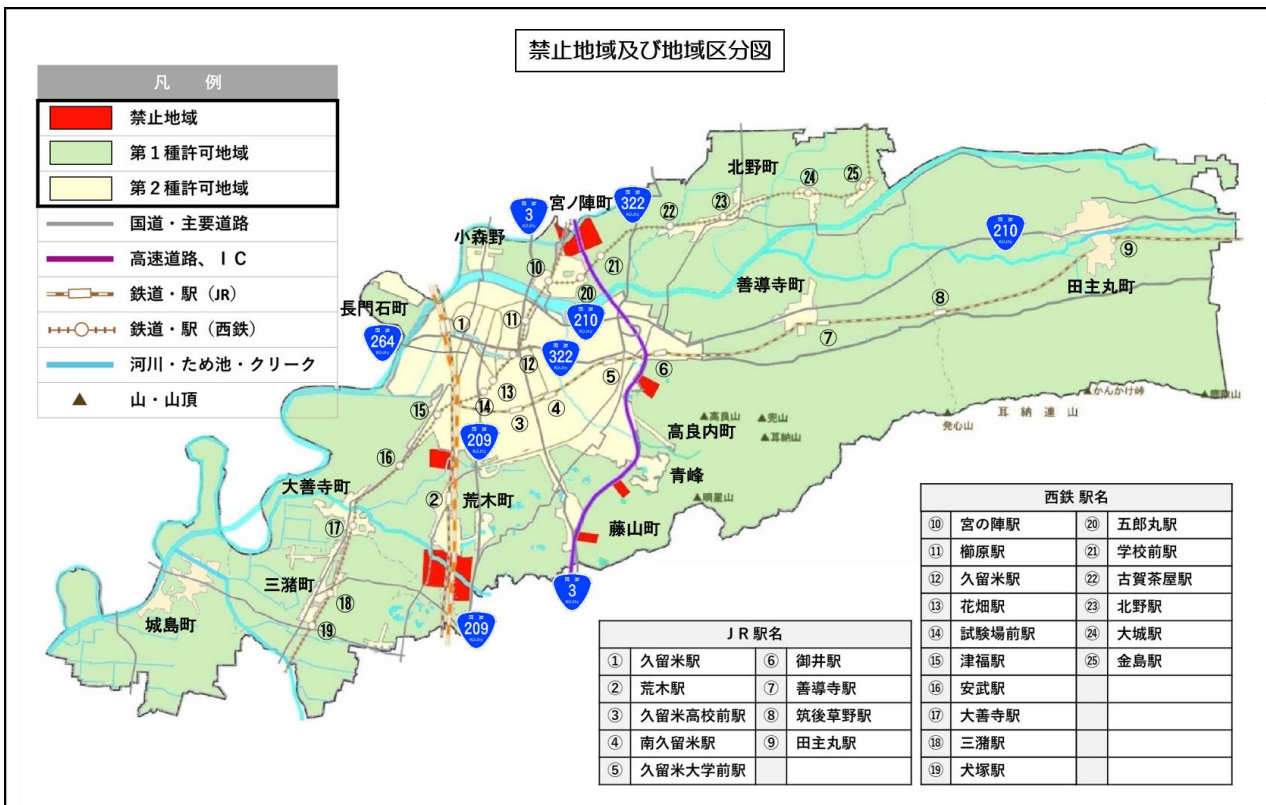
## 壁面広告

□壁面広告		第1種許可地域	第2種許可地域
	面積	$S \leq 1/5S'$ (1壁面当り)	$S \leq 1/3S'$ (1壁面当り)
		<u>自家用広告物等以外</u> $S_x \leq 5\text{m}^2$ (1広告当り)	<u>自家用広告物等以外</u> $S_x \leq 15\text{m}^2$ (1広告当り)
		すべての広告物に対し 地色に高彩度の色彩の使用を禁止	<u>自家用広告物等以外</u> 地色に高彩度の色彩の使用を禁止
		その他	・各面毎の建物壁面面積をS'とする ・多角形の場合は各折れ点毎の壁面による

## 突出広告

□突出広告		第1種許可地域	第2種許可地域
	面積	$S \leq 5\text{m}^2$ (1壁面当り)	$S \leq 30\text{m}^2$ (1壁面当り)
		<u>自家用広告物等以外</u> $S_x \leq 15\text{m}^2$ (1広告当り)	<u>自家用広告物等以外</u> $S_x \leq 15\text{m}^2$ (1広告当り)
		すべての広告物に対し 地色に高彩度の色彩の使用を禁止	<u>自家用広告物等以外</u> 地色に高彩度の色彩の使用を禁止
		その他	・広告物が道路に突出する場合には道路占用許可が必要

## ●参考：許可地域区分（現行）



## ② 主要交差点の規格基準を新設

### ●現行と課題

- ・ 主要な交差点には広告物の需要が多くあるが、敷地や区域当たりの面積総量を規制していないため、多数の広告物が掲出可能である
- ・ 種類毎の面積基準に応じた大面積の発光可変表示式広告物が掲出可能である

### ●改訂方針

- ・ 区域内の対向面積を制限する
- ・ 発光可変表示式広告は1基当たりの面積制限及び一般広告物の用途を禁止する

### ●具体案

□主要交差点区域における規制（上乗せ規制）

○主要交差点区域  
（市長が指定する交差点（右表参照）において、対象交差点の側端及び道路のまがりかどから20mの範囲）

4車線以上の2以上の道路が交わる交差点のうち、信号機を有するもの（以下、26か所）

①京町第二公園	②JR交番前
③三角公園前	④中央町
⑤本町	⑥市役所東
⑦本町四丁目	⑧通町三丁目
⑨六ツ門	⑩小頭町
⑪西鉄久留米駅前	⑫東町
⑬通東町	⑭東和町
⑮五穀神社	⑯中央公園
⑰消防本部東	⑱東櫛原
⑲中央公園北	⑳新合川2丁目
㉑東合川二丁目	㉒野々下
㉓山川野口町	㉔高速道入口
㉕競輪場東口	㉖野伏間

主要交差点に導流路がある場合は10m区間（黄色着色部）を追加する

- ：通常の20m区域
- ：導流路の10m区域
- ：導流路の20m区域

	第1種許可地域	第2種許可地域
	自家用広告物等以外 $S_{view} \leq 10m^2$	自家用広告物等以外 $S_{view} \leq 30m^2$
対向面積	<p>対向面積：区域内で同一方向に向けられている広告の表示面積の合計面積</p> <p>左記の場合の対向面積は <math>4+5+8+3+10=30m^2</math> となる</p>	
発光可変表示式広告物	$S \leq 2m^2$ （1基当たりの表示面積）	$S \leq 5m^2$ （1基当たりの表示面積）
可動するもの（回転塔等）	自家用広告物等以外は設置不可	自家用広告物等以外は設置不可
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別途、屋外広告物の種類（独立広告、壁面広告等）に応じた基準を満たすこと</li> <li>・ 10m以上離れている広告物については、対向面積の合計面積に含めない</li> </ul>	



### ③ 総量規制の新設

#### ●現行と課題

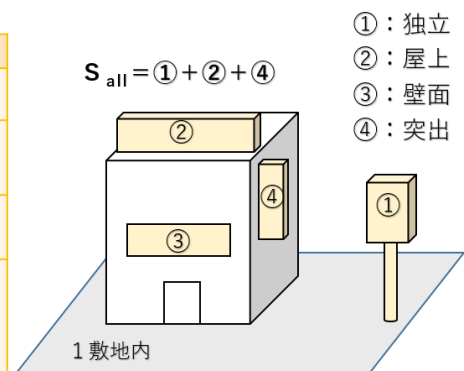
- ・第1種許可地域の交通量が多い交差点等には、広告物の需要が多くあるが、敷地や区域当たりの面積総量を規制していないため、多数の広告物が掲出可能である

#### ●改正方針

- ・自家用広告物等と一般広告物（貸看板）に1敷地内の面積総量を制限する
- ・周囲の景観に与える影響を考慮し、壁面広告は除外する

#### ●具体案

□総量規制（上乗せ規制）	
対象	第1種許可地域における1敷地内の広告物（壁面広告を除く）
総量面積	自家用広告物等の場合 $S_{all} \leq 50 \text{ m}^2$ （1敷地当りの表示面積の合計）
	自家用広告物等以外の場合 $S_{all} \leq 20 \text{ m}^2$ （1敷地当りの表示面積の合計）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1敷地とは、一体利用している一団の土地のことを示す（建築基準法の敷地や筆や所有権によるものではない）</li> <li>・案内用広告物は総量面積に含まない</li> </ul>



### ④ 特例許可の新設

#### ●現行と課題

- ・久留米のランドマークになるような広告物や一時的なイベント等で掲示される広告物であっても規格基準内での掲出となるため、賑わいの創出等の観点から広告物によっては、規格基準の緩和を検討する必要がある

#### ●改正方針

- ・公益性・公共性の高い広告物については、景観審議会に諮ったうえで特例許可を行う制度を新設する

#### ●具体案

□特例許可（規格基準の緩和）	
対象	周囲の景観に配慮し他の模範となるモデル的な広告物や一時的なイベント等で掲示される公共性の高い広告物 ただし、久留米市景観審議会承認された場合に限る



ランドマークとなるもの



イベント広告(世界体操)

### (3) 許可地域の見直し

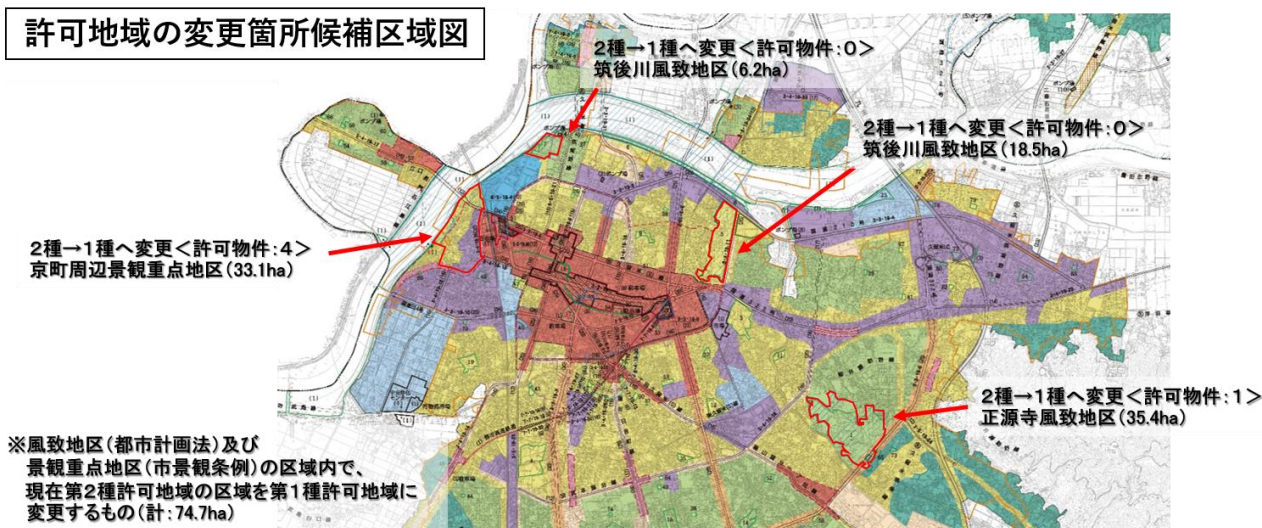
#### ●現行と課題

- ・第1種許可地域は、第一・二種低層住居専用地域内や用途無指定の地域が対象であるため、自然環境や住宅環境と調和を図ることが望ましい「景観重点地区」、「風致地区」、「生産緑地地区」が含まれていない。これらの地区の一部は、第2種許可地域であるため、景観を阻害するような大面積・高彩度の広告が掲出可能である。

#### ●改正方針

- ・用途地域によらず「景観重点地区」、「風致地区」、「生産緑地地区」を第1種許可地域とする

#### ●参考：変更予定区域図



## 2) 安全点検の見直し

#### ●現行と課題

- ・更新の許可の申請に自主点検結果報告書を提出する必要があるが、点検項目が物件全体に対しての集約された項目であるため、各部位の点検箇所の把握には添付写真等の別な資料で確認する必要がある
- ・全国的な屋外広告物の落下事故を受けて、国は各自治体に安全点検の義務化等の取組み(条例への明記)を求めているが、市の条例では「管理義務」と修繕・点検等を集約した考えになっており、施行規則の中で点検報告書の提出を求めている
- ・資格を有する点検を実施する場合の有資格者として、一級建築士・二級建築士・屋外広告士を認めているが、公益目的事業として屋外広告物の点検に関する技能講習を修了したものは認められていない



## ●改正方針

- 点検項目を点検箇所毎に細分化し、点検報告書の充実化を図る
- 「所有者」や「占有者」等、点検の義務を負うものを条例に明記し、安全点検の義務を明確化する
- 「屋外広告物条例ガイドライン」第 19 条の 2 並びに同ガイドライン運用上の参考事項第 8 の 3 の規定を満たす講習として実施されている「屋外広告物点検技能講習」の修了者を点検者の資格として認める

## ●点検報告書案（次ページ）

第 3 号様式（第 7 条関係）

屋外広告物自主点検結果報告書

現行

年 月 日

久留米市長 宛て

申請者 住 所

氏 名

電話番号

〔 法人にあつては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

久留米市屋外広告物条例施行規則第 7 条第 2 項第 2 号の規定により、屋外広告物自主点検結果を次のとおり報告します。

### 1 広告物等の概要

(1) 種 類

(2) 表示（設置）場所

(3) 設置年月日

年 月 日

(4) 前回の許可

年 月 日 第 号

### 2 点検結果

点 検 項 目	異常の 有 無	改 善 の 概 要
①主要部分の変形又は腐食	有・無	
②取付（支持）部分の変形又は腐食	有・無	
③ボルト、ビス等の脱落、変形又は腐食	有・無	
④表示面の汚染、変色又ははく離	有・無	
⑤その他特に点検した箇所	有・無	
上記のとおり点検を行いました。		
年 月 日		
住 所		
氏 名		
(一級建築士・二級建築士・屋外広告士)		

注 屋外広告物管理者が資格を有する必要がある場合は、「(一級建築士・二級建築士・屋外広告士)」のうち、該当する資格を○で囲むこと。

※ 異常が有る場合は、異常の改善完了後に更新(許可申請書)の受付になります。

# 変更案

第○号様式（第○条関係）

## 屋外広告物安全点検結果報告書

年 月 日

久留米市長 宛て

報告者 郵便番号（ - ）  
 （所有者又は 住 所  
 占有者） 氏 名  
 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）  
 電話番号（ - - ）

屋外広告物の点検結果を次のとおり報告します。

広告物等の種類		<input type="checkbox"/> 独立広告 ・ <input type="checkbox"/> 屋上広告 ・ <input type="checkbox"/> 壁面広告 ・ <input type="checkbox"/> 突出広告 ・ <input type="checkbox"/> その他（		
表示（設置）場所				
表示（設置）年月日		年 月 日	点 検 年 月 日	年 月 日
点検者		氏 名		
		住 所		
		電 話 番 号		
		資 格 名 称	<input type="checkbox"/> 1級建築士 ・ <input type="checkbox"/> 2級建築士 <input type="checkbox"/> 屋外広告士 ・ <input type="checkbox"/> 屋外広告物点検技能講習会修了者	
点検箇所	該当箇所	点 検 項 目	異常の有無	改 善 の 概 要
上部構造・基礎部	<input type="checkbox"/>	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有 無	
	<input type="checkbox"/>	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有 無	
	<input type="checkbox"/>	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有 無	
支持部	<input type="checkbox"/>	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有 無	
	<input type="checkbox"/>	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）の緩み、欠落	有 無	
取付部	<input type="checkbox"/>	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有 無	
	<input type="checkbox"/>	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有 無	
	<input type="checkbox"/>	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有 無	
広告板	<input type="checkbox"/>	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有 無	
	<input type="checkbox"/>	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有 無	
	<input type="checkbox"/>	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有 無	
照明装置	<input type="checkbox"/>	1 照明装置の不点灯、不発光	有 無	
	<input type="checkbox"/>	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有 無	
	<input type="checkbox"/>	3 周辺機器の劣化、破損	有 無	
その他	<input type="checkbox"/>	1 付属部材（装飾、振止棒、鳥よけその他付属品）の腐食、破損	有 無	
	<input type="checkbox"/>	2 避雷針の腐食、損傷	有 無	
	<input type="checkbox"/>	3 その他点検した事項（ ）	有 無	

（注）この報告書には、次に掲げる書類を添付すること。

- 点検者が屋外広告物法第10条第2項第3号イの登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者又は久留米市屋外広告物条例施行規則第○条第○項に規定する者であることを証する書面の写し
- 点検後の広告物等の全景及び点検箇所ごとの広告物等の状態を撮影したカラー写真
- 点検の結果異常があった場合は、当該異常のあった箇所の補修前及び補修後を撮影したカラー写真

### 3) 違反に対する措置等の見直し

#### ●現行と課題

- ・未申請である違反広告物について、その表示者、設置者に対して違反指導に取り組んでいるが、条例第 17 条（措置命令）には、指導手段や市民への周知方法が明記されていない

#### ●改正方針

- ・指導手段として、警告文書の貼付けや勧告について条例に明記する
- ・市民への周知方法として、違反情報の公表について条例に明記する

## 5. 今後の手続きの流れ（予定）

